

◎長崎県少年保護育成条例に基づく認定基準

改正 平成十九年四月一日

長崎県少年保護育成条例第三条、第四条及び第六条の規定による指定並びに第五条の規定による措置を行う場合の認定基準は、概ね次のとおりとする。

I 有害興行、凶書類及び広告物の認定基準

一 著しく性的感情を刺激するものとしての基準

廣 男女の肉体の全部又は一部を劣情刺激的に、又は猥奇的に演出し、描写し、又は表現してあるもの

廣 性行為、変態性欲に基づく行為又はわいせつな行為を露骨に演出し、描写し、若しくは表現したもの又は容易に連想させるもの

・ 性行為にいたるまでの方法、過程、所作又は感情を過度に演出し、描写し、又は表現してあるもの

・ その他演出、描写及び表現が、性関係を興味本位に取り扱うことを主眼としたもの

二 著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するものとしての基準

廣 殺人、傷害、暴行等を行うことを容認し、賛美するように演出し、描写し、又は表現してあるもの

廣 殺人、傷害、暴行等の場面を詳細かつ刺激的に演出し、描写し、又は表現してあるもの

・ 私刑、拷問、虐待及び自虐的行為を刺激的に演出し、描写し、又は表現してあるもの

・ その他演出、描写又は表現が、著しく粗暴性及び残虐性を助長するおそれのあるもの

三 著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとしての基準

廣 自殺を肯定し、勧めそのかすように演出し、描写し、又は表現してあるもの

廣 自殺の場面を詳細かつ刺激的に演出し、描写し、又は表現して、結果としてその手段や方法を教示するもの

・ 犯罪を容認し、賛美するように演出し、描写し、又は表現してあるもの

・ 犯罪の場面を詳細かつ刺激的に演出し、描写し、又は表現して、結果としてその手段や方法を教示するもの

II 有害がん具類の認定基準

一 わいせつがん具類

がん具類の形態、構造又は機能が、性器及び性行為を連想させ、又は性的行為の用具となるおそれのあるもの

二 危険がん具類

廣 鉄砲及び刀剣を形どったもの、飛道具又は投げることを目的としたもので、その機能が身体に危害を与え、又は犯罪行

為を誘発するおそれのあるもの
 廣 がん具煙火で、身体に危害を及ぼすおそれのあるもの
 の その他のがん具類で、身体に危害を及ぼすおそれのあるもの